

議案第4号

沼田市公平委員会設置条例を廃止する条例について

沼田市公平委員会設置条例を別紙のとおり廃止する。

令和3年2月25日提出

沼田市長 横 山 公 一

沼田市公平委員会設置条例を廃止する条例

沼田市公平委員会設置条例（昭和29年条例第53号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（沼田市職員定数条例の一部改正）

- 2 沼田市職員定数条例（平成17年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、公平委員会」を削る。

（沼田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 3 沼田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、公平委員会委員」を削る。

別表第1中

同（市議会選出）	同 455,000円
公平委員会委員長	同 30,000円
同 委員	同 27,000円

を

同（市議会選出）	同 455,000円
----------	------------

に

改める。